

金田町人の動き

人口	52,981
男	27,355
女	25,626
出生	1,555
死亡	1,555
世帯数	2,155

かなだ

第94号

金 田 町 報

発行所 金田町中央公民館

編集兼発行人 原 田 豊 茂

印刷所 九州機関紙印刷所

『同和对策事業』

特別措置法』施行さる

住 民 課

この法律は、第六一回国会において成立し、昭和四十四年七月一日法律第六〇号をもって公布され、同日から施行されました。

「同和对策事業」は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり行なわれるものであり、これが迅速かつ計画的な推進は、国及び地方公共団体の責任であり、同時に緊密な国民的課題である。本法は、このような課題に対処するため制定されるに至ったものであり、「同和」問題解決のための画期的な意義を有するものであります。

次に法律の全文を掲載して、町民皆さんの認識を深めて戴き、本法の趣旨をじゅうぶん理解され、今後具体的施策の推進にご協力をお願いいたします。

「同和」対策事業特別措置法

(目的)

第一条 この法律はすべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理

念にのっとり、歴史的、社会的理由により生活環境などの安定向上が阻害されている地域(以下「対象地域」という)について国及び地方公共団体が協力して行なう「同和」対策事業の目的を明らかにするとともに、この目標を達成するために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域における経済力の増進、住民の生活の安定及び福祉の向上などに寄与することを目的とする。

(「同和」対策事業の目的)

第二条 この法律において「同和」対策事業とは、第六条各号に掲げる事項を実施する事業をいう。

(国民の責務)

第三条 すべて国民は「同和」対策事業の本旨を理解して、相互に基本的人権を尊重するとともに、「同和」対策事業の円滑な実施に協力するように努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団

体は「同和」対策事業を迅速、かつ計画的に推進するように努めなければならない。

(「同和」対策事業の目的)

第五条 「同和」対策事業の目標は、対象地域における生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化などを図ることによって、対象地域の住民の社会的、経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消することにあるものとする。

(国の施策)

第六条 国は第一条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならない。

一、対象地域における生活環境の改善を図るため、地域の整理、住宅事情の改善、公共施設及び生活環境施設の整備等の措置を講ずること。

二、対象地域における社会福祉及び公衆衛生の向上及

び増進を図るため、社会福祉施設、保健衛生施設等の措置を講ずること。

三、対象地域における農林漁業の振興を図るため、農林漁業の生産基盤の整備及び、開発並びに経営の近代化のための施設の導入等の措置を講ずること。

四、対象地域における中小企業の振興を図るため、中小企業の経営の合理化、設備の近代化、技術の向上等の措置を講ずること。

五、対象地域の住民の雇用の促進及び職業の安定を図るため、職業指導及び職業訓練の充実、職業の紹介の推進等の措置を講ずること。

六、対象地域の住民に対する学校教育及び社会教育の充実を図るため、進学の奨励、社会教育施設の整備等の措置を講ずること。

七、対象地域の住民に対する人権擁護活動の強化を図るため、人権擁護機関の充実、人権思想の普及高揚、人権相談活動の推進等の措置を講ずること。

八、前各号に掲げるもののほか、前条の目標を達成するために必要な措置を講ずること。

(特別の助成)

第七条 「同和」対策事業でこれに要する経費について国が負担し、または補助

するものに対するその負担または、補助については、政令で特別の定めをする場合を除き、予算の範囲内で三分の二の割合をもって算定するものとする。

2、前項の場合において、法律の規定で国の負担または、補助の割合として三分の二を下る割合を定めているものうちで、政令で定めるものについては、政令でこれを三分の二とするものとする。

(地方公共団体の施策)

第八条 地方公共団体は、国の施策に準じて必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(地方債)

第九条 「同和」対策事業につき、地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五條第一項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができ。

2、「同和」対策事業につき、地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起した地方債は、資金事情の許す限り、国が資金運用部資金又は、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金をもってその金額を引き受けるものとする。(元利償還金の基準財政需

要額への算入)

第十条 「同和」対策事業につき、地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起した地方債で、自治大臣が指定したものに依る元利償還に要する経費は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

(関係行政機関等の協力)

第十一条 関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長は、「同和」対策事業が円滑に実施されるように相互に協力しなければならない。

附 則

(施行期日)

1、この法律は公布の日から施行する。

(この法律の失効)

2、この法律は昭和五十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

金田町史

価格 1,000円

御希望の方は中央公民館へおいで下さい

夫婦関係(7)

金田町青少年問題協議会

わたくしどもは決して先天的な素質を重視するものではない。そんな肥えた土地に種子をまいても、そのまいた種子がいつまでも種子であつたら、立派に育つてもしたものだといふことを知っているからです。しかし、わたくしどもはつまらぬ種子ながら土壌その他環境的条件をよくしてやれば相当の成果を期待することができるといふ事実も知っています。

親の務めは子を立派な人にするに育つてあげることです。子どもが立派な人となるためには親からの素質も大事です。環境も大事です。しかし、親にすることのできることは、環境を整えてやるということだけです。教育に熱心な親は一生懸命になって子どもを勉強をみてやっています。しかし、もしも子どもはどこで育つていくのかということについての考慮を忘れ、家庭内の他のことは顧みない

郵便局だよ

住みよい郷土を

つくる郵便貯金

金田郵便局

郵便貯金の預金高は五兆五〇〇億円のぼっていきまう。一万円札で積みあげるとなんと富士山の一回倍の高さになるから驚きです。しかもこの金は安眠をむさぼっている訳ではありませぬ。長期的な社会資本としてアパート造りのために日本住宅公団へ、マイ

で、ただこのことだけに熱を入れていたらナンセンスです。それはあたかもまいた種子に立派な芽を出させ、立派に育てあげようとして、土のことは全然に全く考慮を払わず、ただただ種子に直接働きかけて、葉をかけたなり、放射能を与えたり、針でついたりしているのにも似ているからです。種子はそこ土地に育つていくのです。いくつつかれても、いくつつかれても、育つ場所が悪いから、りっぱには育つていかないでしょう。同じように子どもはそこ家庭に育つていくので

内職で生活の向上を

内職と云えば、何かからいじめじめした感じがしていましたが、いまでは明るい感じで唯でも気がるに、内職をして生活の向上をはかっています。同じように子どもはそこ家庭に育つていくので

あなたは、いつも危険にさらされている

住民課

届出されている印鑑を、一般に実印と呼んでいます。が、この実印の重要性は既

住民課

に皆さん御承知のことと存じます。ところが、ややもすると、皆さんに取扱っておられる方があまりにも多く見受けられます。実に危険きわまりないことです。例えばあなたが印鑑証明を必要とするため代理人に依頼した場合、代理人は印鑑証明を交付しないので、念のため……

昭和四十四年度秋季全国火災予防

運動実施のお知らせ

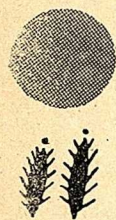
総務課

この運動は、これから火災の多発期を迎えるにあたり、住民ひとりひとりが防火意識の向上をはかり、火災の発生防止と人命損傷事故の絶滅を期するため実施されるものです。

御芳志ありがとうございます。ございました。

田村菊夫殿
御尊父勝三郎様香典返しとして小、中学校へ御寄附いただきました。厚へ御礼申し上げます。

金田町教育後援会



この運動は、これから火災の多発期を迎えるにあたり、住民ひとりひとりが防火意識の向上をはかり、火災の発生防止と人命損傷事故の絶滅を期するため実施されるものです。

一、全国火災予防運動実施期間
昭和四十四年十一月二六日から
昭和四十四年十二月二日まで

二、全国いっせい実施事項
(一)旅館、ホテルにおける警備

三、統一標語
「今捨てたタバコの温度が七〇〇度」

四、町部等密集地帯では一軒の不注意から数多くの世帯が焼け出されます。このよひとなことのないようひとりひとりが注意いたしなう。